集

就





春は就職・進学・転勤の季節です 届出をお忘れなく

転入・転出の届出を忘れずに!

就職などにより住所を変更するときは、転入・転出等の 届出が必要です。届出の際に必要な書類を事前に確認しお 持ちのうえ、市民課窓口にお越しください。

転出届

下野市から他市区町村に住所を移すときに提出します。 転出先住所・転出日をご確認のうえ手続きをしてください。転出届をすると転出証明書が交付されます。この転出 証明書とマイナンバーカード(またはマイナンバー通知カード)を添えて、新しい住所地で転入届を提出してください。

■お持ちいただくもの

・すべての方が必要なもの

本人確認書類(運転免許証・パスポート・在留カード等)、 印鑑(認め印)

・該当する方が必要なもの

マイナンバーカード (お持ちの方)、住民基本台帳カード (お持ちの方)、委任状 (代理の方が手続きするとき)、その 他返納の必要があるもの(印鑑登録証、国民健康保険証など)

転居・転入届

市内での引越・他市区町村から下野市に住所を移すときに提出します。

■お持ちいただくもの

すべての方が必要なもの

本人確認書類(運転免許証・パスポート等)、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、印鑑(認め印)

・該当する方が必要なもの

前住所地で交付された「転出証明書」 (他市区町村から転入する方)、住民基本台帳カード(お持ちの方)、在留カードまたは特別永住者証(外国籍の方)、委任状(代理の方が手続きするとき)、建築確認証や検査済証明書など(新築への転入・転居をする方)

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

市民課窓口の土日開庁

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を 次のとおり開庁します。お仕事の都合など で平日に手続きができない方はご利用くだ さい。

なお、一部の業務や他市区町村・関係各 課等に確認を必要とする手続きにつきまし てはお取扱いできません。内容によっては、 平日再度お越しいただくこともありますの でご了承ください。

- ■開庁日 3月30日仕、31日(日) 4月6日仕、7日(日)
- ■開庁時間 午前8時30分~正午
- ■開庁場所 市役所1階市民課窓口
- ■取扱業務

届書の受付

転入・転出・転居・世帯変更、印鑑登録 証明書の交付

住民票の写し、住民票記載事項証明、 印鑑登録証明書、戸籍全部証明、個人事 項証明(戸籍謄本・抄本)、戸籍の附票 の写し、身分証明書

- ※上記以外のものは平日開庁日にお手続き ください。
- ■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

窓口延長業務について

市役所では、窓口の延長業務をおこなっております。ど うぞご利用ください。

■日時 毎週火曜日 午後5時15分~7時

市民課(市役所1階)

■取扱業務

届書の受付

転入届、転出届、転居届、世帯変更届、印鑑登録、印鑑登録廃止等の申請、国民健康保険及び国民年金の取得・ 喪失、国民健康保険証の再交付、後期高齢者医療保険証 の再交付、戸籍の届出(婚姻・出生・死亡等)

証明書の交付

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、 戸籍全部事項証明、個人事項証明(戸籍謄本・抄本)、 除籍及び改製原戸籍(謄本・抄本)、戸籍の附票の写し、 身分証明書、年金現況証明

その他

旅券の申請受付及び交付、マイナンバーカードの受取・ 更新、電子証明書の発行・更新

※上記以外の業務や他課、他の市区町村等への照会・確認 が必要な業務はお取り扱いができません。

その他の課

市民課以外にも社会福祉課、高齢福祉課、こども福祉課、 税務課、会計課で窓口延長業務を行っています。業務内容 については各課へお問い合わせください。

■問い合わせ先 総務人事課(代表) ☎(32)8888